## 川口市自立支援協議会設置運営要綱

(目的)

第1条 障害者総合支援法に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児等の一貫した福祉サービスが提供できるよう、また、個々のニーズに応じた適切な援助を行うため、保健・医療・福祉・教育・就業等地域の関係機関が相互に総合的かつ継続的な支援が行える体制の形成を目的に「川口市自立支援協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次の事項を所掌する。
  - (1) 福祉サービスに係る事業の中立及び公平性の確保
  - (2) 関係スタッフの技術・能力の向上
  - (3) ケースカンファレンス等による困難ケースに対する協議及び調 整
  - (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
  - (5) 関係機関の情報交換及び連携
  - (6) その他必要と認める事項

(組織)

第3条協議会は、別表に掲げる機関をもって構成する。

(会議)

- 第4条協議会は、必要に応じて川口市障害福祉課長が招集する。
- 2 協議会の議長は承認を得たものが行う。
- 3 協議会が必要と認めるときは、前条に掲げる機関以外の関係者等 に出席するよう求めることができる。
- 4 協議会で得た個人のプライバシーに関する情報の保護については、 充分配慮する。

(庶務)

第5条協議会の事務局は、障害福祉課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な 事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

亅叐	
	機 関
1	川口市
	川口市障害者相談支援センターわかゆり
2	社会福祉法人 川口市社会福祉事業団
	川口市障害者相談支援センターしらゆり
3	医療法人 髙仁会
	川口市障害者相談支援センターハートフル川口
4	NPO法人 いちご福祉会
	川口市障害者相談支援センターグリーンハウス
5	社会福祉法人 みぬま福祉会
	川口市障害者相談支援センターみぬま
6	社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
	川口市障害者相談支援センター社協
7	NPO法人 リンクス
	川口市障害者相談支援センターねこのて
8	医療法人 久幸会
	川口市障害者相談支援センターいまむら
9	社会福祉法人 めだかすとりぃむ
	川口市障害者相談支援センターめだか
1 0	社会福祉法人 ひふみ会
	川口障害者相談支援センターひふみ
1 1	NPO法人 かわぐち健康・福祉サービス振興会
	川口市障害者就労支援センター
1 2	ハローワーク川口 (川口公共職業安定所)
1 3	埼玉県川口保健所
1 4	埼玉県立川口特別支援学校
1 5	社団法人 川口市身体障害者福祉会
1 6	社会福祉法人 めだかすとりぃむ
1 7	NPO法人 たんぽぽ福祉村
1 8	NPO法人 障害者の地域生活をひらく会
1 9	川口市保健センター
2 0	川口市障害福祉課